

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマークの使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を図ることにより、市の鳥「ハクチョウ」及び生物多様性の普及啓発を促進し、本市の豊かな自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領に定めるシンボルマークとは、別記『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用基準』に定めるものをいう。

(権利等)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利及び権限は市長に属し、それを使用する者（以下「使用者」という。）が自己の商標及び意匠として登録することはできない。

(使用等)

第4条 シンボルマークは、個人、企業、その他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 使用者は、あらかじめ、『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用承認申請書』（様式1）（以下「使用申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第2項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認する。

- (1) 新潟市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動のために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) シンボルマークの使用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (5) その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき使用を承認したときは、『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用（変更）承認通知書』（様式2）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき審査した結果、使用が不適切と判断したときは、『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用不承認通知書』（様式3）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された事項以外に使用しないこと。
- (2) デザインの改変（縦横比率を維持した拡大縮小は除く。）、描き足し、一部分の使用及び一部分の消去を行わないこと。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 別記『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用基準』に記載していること。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用変更承認申請書』（様式4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認は、『新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用（変更）承認通知書』（様式2）により行うものとする。
- 3 使用者は、前項の規定による承認を受けた後についても、前条各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(承認の取消)

第8条 市長は、シンボルマークの使用が、この要領又は承認内容に違反していると認められるときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に理由を付して書面で通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等在りかなる場合にあつても、使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、市長は一切の責任を負わない。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第9条 市長は、使用者によるシンボルマークの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても、一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市

長が定める。

附則

この要領は、平成29年11月22日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者	住所	
	氏名または名称	
	(代表者氏名)	印

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマークを使用したいので、次のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用内容

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 添付書類

あり なし

5 担当者連絡先

氏 名

電話番号

様式第 2 号(第 5 条関係)

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日に申請のあった新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマークの使用（変更）について、次のとおり承認します。

1 使用者

住所

氏名又は名称

(代表者名)

2 使用承認番号

3 使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 使用についての条件

- (1)新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマークの使用に関する取扱要領を遵守すること
- (2)申請書の内容を遵守すること

様式第 3 号(第 5 条関係)

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用不承認通知書

年 月 日

様

新潟市長

印

平成 年 月 日に申請のあった新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマークの使用について、下記の理由で不承認とします。

記

様式第 4 号(第 7 条関係)

新潟市の鳥「ハクチョウ」シンボルマーク使用変更承認申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名または名称
(代表者氏名) 印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容